



申請手順

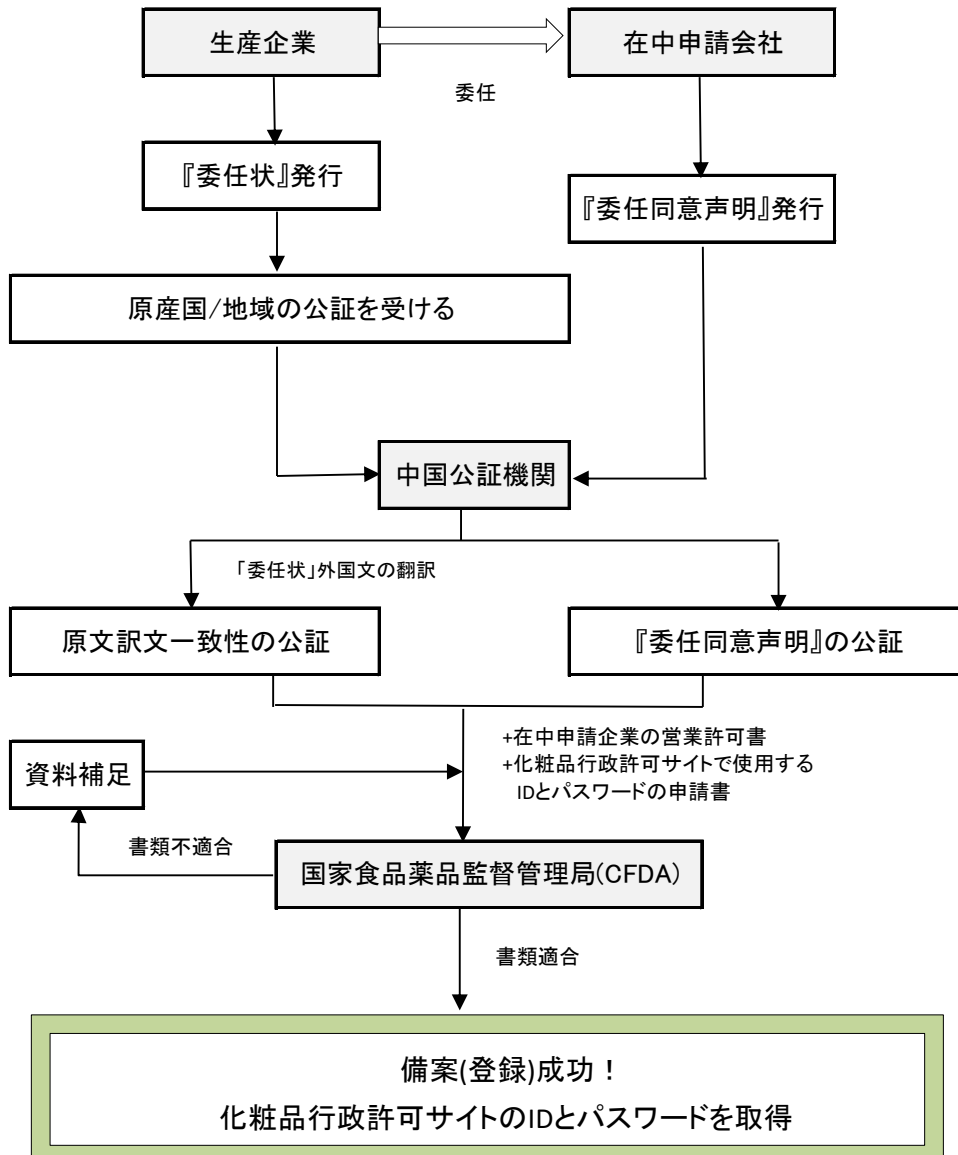
一) 『生産企業在华申報責任単位備案(生産企業在中申請会社登録)』の必要書類

- 1、化粧品行政許可サイトで使用する ID とパスワードの申請書
- 2、在中申請会社の営業許可書コピー
- 3、生産企業による委任状(生産企業所在地での公証が必要)

※原文が外国文の場合、中文に翻訳し、中国の公証機関において訳文と原文の内容が一致している旨の公証を得なければならない。

- 4、在中申請企業の委任同意声明(中国の公証機関での公証が必要)

『生産企業在华申報責任単位備案(生産企業在中申請会社登録)』の申請フロー(参考)





二)製品「検査(分析)」の申請に必要な書類など

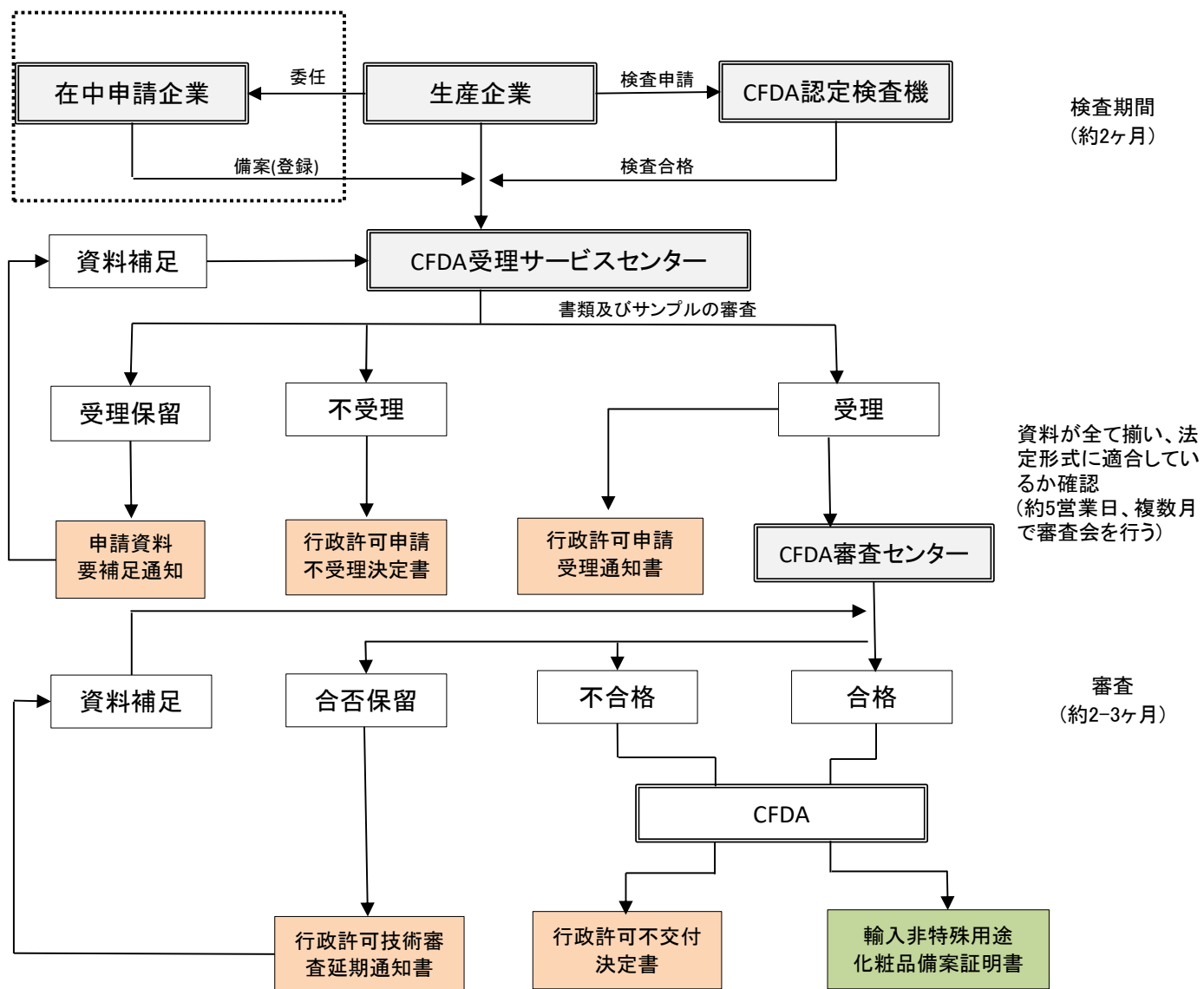
- 1、化粧品行政許可検査申請表
- 2、製品の配合成分データ
- 3、製品の説明書
- 4、検査に必要なサンプル(同一ロットのもの)

三)製品「備案(登録)/審査」の申請に必要な基本書類

- 1、化粧品行政許可申請表
- 2、製品の中文名称と命名根拠
- 3、製品の配合成分
- 4、効能成分とその根拠として使用する科学文献データ(育毛、ダイエット、美乳等の化粧品に限る)
- 5、生産工程の概要と概略図
- 6、製品品質の安全管理要求(企業基準)
- 7、製品本来のパッケージ(製品表示ラベル、説明書を含む)、中文翻訳及び保証書、中国市場向けにパッケージをデザインしたものについては、それも同時に提供すること(製品表示ラベル、説明書を含む)。
- 8、CFDA が認定する許可検査機関発行の検査レポート及び関連資料
- 9、製品内の安全リスクとなり得る物質に関する安全性評価資料
- 10、備案(登録)を終えた在中申請企業の委任状コピー及び在中申請企業の営業許可書コピー
- 11、化粧品に使用されている原料及びその出所が BSE 区域高リスク物質使用制限/禁止要求に適合していることを示す誓約書
- 12、製品が生産国(地域)または原産国(地域)で生産・販売されていることを証明する文書。
※原文が外国文の場合、中文に翻訳し、中国の公証機関において訳文と原文の内容が一致している旨の公証を得なければならない。
- 13、CFDA が認定する許可検査機関が施封後、未開封の市場販売サンプル 1 点
- 14、その他製品技術要求



『非特殊用途化粧品備案(登録)証明書』の申請フロー





『特殊用途化粧品衛生許可証明書』の申請フロー

